

平成19年第1回

奈良県後期高齢者医療  
広域連合議会（臨時会）会議録

開会 平成19年8月21日

閉会 平成19年8月21日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会（臨時会）会議録（第1号）

1. 開会及び閉会 平成19年8月21日 午後2時00分 開会  
午後3時19分 閉会

2. 場 所 奈良県市町村会館 8階 大研修室

3. 議事日程

（第1号）平成19年8月21日（火曜日） 午後2時 開議

第1 仮議席の指定

第2 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

（第1号の追加1）

第3 奈良県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

第4 議席の指定

第5 会議録署名議員の指名

第6 会期の決定について

第7 発議第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

第8 同第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて

同第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて

第9 承第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合公告式条例の専決処分の報告及び承認について

承第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の専決処分の報告及び承認について

承第3号 奈良県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の専決処分の報告及び承認について

承第4号 奈良県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の専決処分の報告及び承認について

承第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例の専決処分の報告及び承認について

承第6号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の専決処分の報告及び承認について

承第7号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員の定年に関する条例の専決処分の報告及び承認について

承第8号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する

- る条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 9 号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 10 号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 11 号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 12 号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 13 号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 14 号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 15 号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 16 号 奈良県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 17 号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 18 号 奈良県後期高齢者医療広域連合の一般職の職員等の旅費に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 19 号 奈良県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 20 号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 21 号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第 22 号 平成 18 年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の報告及び承認について
- 承第 23 号 平成 18 年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分の報告及び承認について
- 承第 24 号 平成 19 年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の報告及び承認について
- 承第 25 号 平成 19 年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及び承認について
- 第10 議第 1 号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例の制定について

- |           |  |
|-----------|--|
| 議第2号      | 奈良県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について              |
| 議第3号      | 奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について              |
| 議第4号      | 奈良県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について            |
| 議第5号      | 奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について    |
| 議第6号      | 奈良県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について              |
| 議第7号      | 職員団体の登録に関する条例の制定について                     |
| 議第8号      | 奈良県後期高齢者医療広域連合実費弁償条例の制定について              |
| 第11 議第9号  | 平成19年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について           |
| 第12 議第10号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合の広域計画の作成について               |
| 第13 同第3号  | 奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 同第4号      | 奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 同第5号      | 奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第14 同第6号  | 奈良県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて     |
| 第15 同第7号  | 奈良県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて     |
| 第16       | 奈良県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙            |

#### 4. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 5. 出席議員（19名）

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 橋本和信君 |
| 2番  | 吉井猛君  |
| 3番  | 細川佳秀君 |
| 4番  | 庵前政光君 |
| 5番  | 稲田欣彦君 |
| 6番  | 高橋重明君 |
| 7番  | 小走善秀君 |
| 8番  | 宇山修君  |
| 9番  | 中川義弘君 |
| 10番 | 鍵田光男君 |
| 11番 | 吉田誠克君 |

12番 南 佳 策 君  
13番 前 川 正 君  
14番 先 山 昭 夫 君  
15番 吉 川 義 彦 君  
16番 前 田 禎 郎 君  
17番 島 田 悠 紀 夫 君  
18番 上 田 直 朗 君  
20番 福 西 力 君

欠席議員（1名）

19番 平 岡 仁 君

6. 説明のため出席した者

広域連合長	藤原 昭 君
副広域連合長	上田 清 君
事務局長	西谷 義嗣 君
事務局次長	中田 能光 君
事務局次長	郡 隆弘 君
総務課長	藤本 精秀 君
事業課長	石井 敏隆 君

7. 職務のため出席した者

事務局職員	高松 和弘
速記	南 裕子

**事務局長（西谷義嗣君）** 失礼します。事務局長の西谷でございます。

この臨時会は、先般の奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙後、初めての議会でございますので、議長が選出されますまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、前田議員が年長の議員でありますのでご紹介を申し上げます。前田議員、よろしく願いいたします。議長席までお願いいたします。

（臨時議長 前田禎郎君 議長席に着く）

**臨時議長（前田禎郎君）** ただいまご紹介をいただきました前田でございます。地方自治法第107条の規定によりまして臨時に議長の職務を行いますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

開会に先立ちましてお諮りいたしますが、本議会には議会傍聴規則がまだ定めてございませんが、本日の会議につきまして、関係者によります写真等の撮影の申し出がございます。これを許可することにいたしまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**臨時議長（前田禎郎君）** ご異議がないと認めます。

よって、写真等の撮影を許可することに決定をいたします。

ただいまの出席議員は19名で定足数に達しております。ただいまより、平成19年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

広域連合長より招集のあいさつがございます。

連合長。

**広域連合長（藤原昭君）** ご紹介いただきました、奈良県後期高齢者医療広域連合長の藤原でございます。

本日は、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の初めての臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

広域連合の発足後、初の臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙にもかかわらずご出席をいただき、心より厚くお礼を申し上げます。

この議会は、広域連合議会の議長及び副議長を決めていただく大事な議会であります。また、広域連合といたしましても、副広域連合長の選任議案をはじめ、連合長専決処分の報告及び承認、条例案や予算案など多数の案件をご提案申し上げます。各案件の提案の趣旨並びに内容につきましては、案件が上程されますその都度ご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、臨時会の開会に当たりまして招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

**臨時議長（前田禎郎君）** それでは会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の会議規則がまだ制定されておりません。よって、今議会に発議第1号で提案されます会議規則案に準じて進行いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**臨時議長(前田禎郎君)** ご異議がないようであります。

よって、これより議事につきましては、会議規則案により進行することに決定をいたします。

日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席と指定いたします。

次に、日程第2、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**臨時議長(前田禎郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**臨時議長(前田禎郎君)** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたします。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長に1番、橋本和信君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました橋本和信君を議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**臨時議長(前田禎郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました橋本和信君が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました橋本和信君が議場におられますので、本席から会議規則案第32条第2項の規定による告知をいたします。

橋本議長のごあいさつがございます。

**議長(橋本和信君)** ただいまの選挙におきまして、不肖私が後期高齢者医療広域連合議会の初代議長に当選させていただきました。この議会は、新しい後期高齢者医療制度が十分に機能し、効率的な運営が図れますよう執行機関と議論をしてまいりたいと思います。

議会の会期が短期間で、また、初めてのことが多分にあると思います。どうぞ皆様方の力を得ながら審議が十分に尽くされますよう、また、円満な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご指導ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。(拍手)

**臨時議長（前田禎郎君）** これをもちまして、私の臨時議長としての職務を終わらせていただきます。

議長席を交代します。ご協力ありがとうございました。

(議長席交代)

**議長（橋本和信君）** ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

お手元にご配付しております議事日程第1号の追加1を日程に追加し、順次議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第3、奈良県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会副議長に9番、中川義弘君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました中川義弘君を副議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中川義弘君が副議長に当選されました。



ただいま副議長に当選されました中川義弘君が議場におられますので、本席から会議規則案第32条第2項の規定による告知をいたします。

中川副議長のごあいさつがございます。

**副議長（中川義弘君）** 一言御礼のごあいさつを申し述べます。

ただいま、副議長に当選させていただきまして、不肖私、中川がなりましたこと、まことにありがとうございます。

当広域連合の発展と、また、橋本議長を補佐しながら当広域連合の議会運営につきましていろいろと頑張ってまいりたいと、このように思っておりますので、皆様方のご指導ご鞭撻、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

甚だ簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

**議長（橋本和信君）** 次に、日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則案第4条第1項の規定により議長より指定いたします。

ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

次に、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則案第74条の規定により、2番、吉井君、3番、細川君、以上2名の方を指名いたします。

次に、日程第6、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日8月21日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、日程第7、発議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、議員20人全員から提出された議案でございますので、私から簡単にご説明をいたします。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第120条の規定により、広域連合議会会議規則を制定いたさんとするものであります。議員全員からの提案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、同第1号及び同第2号の奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについての2議案を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（藤原昭君）** ただいま一括上程になりました案件について、ご説明を申し上げます。

提案しております同第1号及び同第2号は、副広域連合長の選任について議会のご同意を仰がんとするものでございます。

まず、同第1号の上田清氏は、現在、大和郡山市長並びに奈良県市長会の会長としてご活躍中であり、また、同第2号の岡井康德氏は、現在、河合町長並びに奈良県町村会の会長としてご活躍中であります。両氏とも学識、経験ともに豊かな方であり、本広域連合の副広域連合長として適任者であると存じます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（橋本和信君）** お諮りいたします。

本2議案につきましては、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、そのようにいたしましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

これより採決いたします。

採決は、同第1号及び同第2号の2議案を一括して行います。

本案はいずれも原案に同意することに決しましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、同第1号及び同第2号の2議案は、いずれも原案に同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました上田副広域連合長より、代表してごあいさつをいただきます。

（上田清君 入場）

**副広域連合長（上田清君）** ただいま議員の皆様方のご同意をいただきまして、副広域連合長に就任をさせていただくことになりました上田でございます。

高齢化社会が急激に進行する中で、後期高齢者医療広域連合については多くの県民が期待をし注目しているところであるだけに、その職責の重さを痛感しているところでございます。今後は岡井副広域連合長とともに、藤原連合長の補佐役といたしまして精いっぱい努力する所存でございますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、就任に際してのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

**議長（橋本和信君）** 次に、日程第9、承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合公告式条例の専決処分報告及び承認を求めることについてより、承第25号までの25議案を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

**広域連合長（藤原昭君）** ただいま一括上程になりました案件について、その内容をご説明申し上げます。

本25件は、それぞれ去る3月10日の広域連合設立以降、当面必要不可欠なものでありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことから、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分をさせていただいた条例及び予算でございます。同条第3項の規定によりまして、議会に報告しご承認を求めるものであります。

各議案の名称には、「奈良県後期高齢者医療広域連合」と付しておりますが、時間の関係もございますので、本日の説明においては「広域連合」と省略してご説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

まず、承第1号の広域連合公告式条例についてでございますが、地方自治法第16条の規定に基づき、条例等の公布に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第2号の広域連合の休日定める条例についてでございますが、地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき、広域連合の休日につきまして必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第3号の広域連合事務局設置条例についてでございますが、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるために、事務局を設置することについて必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第4号の広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてでございますが、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、広域連合の職員数や分限及び懲戒処分の状況等の人事行政の運営状況の報告、公表に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第5号の広域連合公平委員会設置条例についてでございますが、地方公務員法第7条第3項の規定に基づきまして、広域連合に公平委員会を設置することを定めるものでございます。

次に、承第6号の広域連合職員定数条例についてでございますが、広域連合の職員の定数に関し必要な事項を定めるものでございまして、事務局職員定数を20人と定めるものでございます。

次に、承第7号の広域連合職員の定年に関する条例についてでございますが、地方公務員法第28条の2第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第8号の広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例についてでございますが、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について定めるものでございます。

次に、承第9号の広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例についてございま

すが、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒処分の手続及び効果について定めるものでございます。

次に、承第10号の広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例についてでございますが、地方公務員法第31条の規定に基づき、新たに職員となった者のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第11号の広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例についてでございますが、地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務専念義務の特例といたしまして、研修を受ける場合等においては職務専念義務を免除できることを定めるものでございます。

次に、承第12号の広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてでございますが、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項について定めるものでございます。

次に、承第13号の広域連合職員の育児休業等に関する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第14号の広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についてでございますが、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、広域連合議会議員その他非常勤職員の公務災害補償制度について定めるもので、奈良県内の全町村及び葛城市、宇陀市をもって組織する奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合において行われる補償内容等に準じた制度とすることを定めるものでございます。

次に、承第15号の広域連合議会の議員その他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例についてでございますが、議会の議員その他非常勤の職員の報酬、費用弁償、支給方法について定めるものでございます。

報酬額につきましては、別表第1において、議長年額5万円、副議長年額4万円、議員年額3万円、その他選挙管理委員会、監査委員、公平委員会等の委員について日額によりおのおの定めております。また、費用弁償について第3条及び別表第2に定めております。

次に、承第16号の広域連合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例についてでございますが、広域連合長及び副広域連合長の給料及び旅費について定めるものでございます。

次に、承第17号の広域連合職員の給与に関する条例についてでございますが、一般職に属する広域連合職員の給与に関し必要な事項を定めるものでございます。広域連合の職員については、奈良県及び県内の市町村からの派遣職員であり、給与はその派遣元自治体の給与条例の規定により支給する旨規定をしております。

次に、承第18号の広域連合の一般職の職員等の旅費に関する条例についてでございますが、公務のために旅行する職員等に支給する旅費について必要な事項を定めるもので、旅費の種類及び支給基準、旅費の算出方法等を定めるものでございます。

次に、承第19号の広域連合財政状況の公表に関する条例についてでございますが、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、広域連合の財政状況の公表について定め

るもので、その公表の期日、要領、方法を定めるものでございます。

次に、承第20号の広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例についてでございますが、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第21号の長期継続契約を締結することができる契約に関する条例についてでございますが、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することのできる物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約について定めるものでございます。

次に、承第22号の平成18年度広域連合一般会計暫定予算についてでございますが、広域連合設立の3月10日から3月31日までの期間に係る予算で、歳入歳出暫定予算の総額はそれぞれ380万円でございます。歳入につきましては広域連合準備委員会の剰余金を引き継いだもので、歳出につきましては広域連合運営に係る事務経費や派遣職員の負担金等でございます。

次に、承第23号の平成18年度広域連合一般会計予算についてでございますが、3月中に議会が開会できなかったため平成18年度一般会計予算を専決したもので、予算の内容につきましては暫定予算と同じものでございます。

次に、承第24号の平成19年度広域連合一般会計暫定予算についてでございますが、暫定予算編成時に臨時議会の開会を7月中と想定しておりましたので、4月から7月までの4カ月について暫定予算を編成したものでございます。

歳入歳出暫定予算の総額は、歳入が1億6,722万5,000円、歳出が1億7,740万円で、会計年度の一定期間に係る収支見込みであるため収支は均衡しておりません。歳入のうち市町村負担金につきましては、4月、7月、10月、翌年3月の年4回に分けて市町村から収入することになっており、4月と7月の2回分を計上いたしております。歳出につきましては、暫定期間内に必要とされる経費と、暫定期間中に一括契約を必要とする経費についての所要額を計上しており、広域連合運営に係る経費や電算処理システムに係る経費が主なものでございます。

次に、承第25号の平成19年度広域連合一般会計暫定補正予算（第1号）についてでございますが、歳出暫定予算の総額に419万3,000円を追加し、総額を1億8,159万3,000円とするものでございます。臨時議会の開会が8月となったため、8月の1カ月分に係る広域連合運営経費が必要となったことや、電算処理システムに係る経費の内訳について変更が生じたため補正を行ったものでございます。

以上、一括上程になりました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（橋本和信君）** これより質疑を行います。

質疑は一括して行います。

通告がございますので、発言を許します。

2番、吉井君。

**2番（吉井猛君）** 議長の許可を得まして、質疑を行いたいというふうに思います。

昨年6月21日に健康保険法等の一部改正をする法律が公布され、以来、9月の全国都道府県担当課長会議、広域連合設立準備委員会事務局長会議を経て、昨年の12月に県下各市町村議会において設立の決議が行われてきました。この間、広域連合事務局担当職員の方々には全く新しい制度であり、短い準備期間等の中、さまざまな努力により今日の議案提案をしていただいていることに対しまして、まず、心より敬意を表したいと思えます。そうした取り組みと積極的な職務への姿勢に共感しながら、事前に提示していただいた各議案について、ともによりよい内容を深めたいという思いを持って質問を行いたいと考えます。

ただ、発言通告を行うまでの期間が、私の力量では、読み取り理解するまで大変短い時間であったため、わかりにくい質問になる点につきましてはご理解賜りたいと思います。

今、承認案1号から25号についての説明がございました。その中の数点について質問したいと思います。

まず、承第5号の公平委員会の設置についてであります。

厚生労働省では、各都道府県担当者のこれまでの質疑をQ&Aとしてホームページで明らかにされるとともに、また、厚生労働省保険局国保課長補佐、土佐和男氏による後期高齢者医療広域連合についての説明として、社会保険実務研究所が発行する週刊「国保実務」の中で次のようにまとめられています。公平委員会は必置であるが、必ずしも広域連合に置く必要はなく、他の地方公共団体との共同設置や他の地方公共団体の人事委員会への実務委託も可能である。広域連合で設置する場合には、広域連合の条例で定める必要がある。委託または共同設置する場合には、地方公共団体と広域連合間で地方公務員法第7条第4項に係る規約を定めることとなる。いずれも、地方公務員法第7条を参照されたいと記され、土佐氏の説明では多くの広域連合では公平委員会を置いておらず、他の地方公共団体の人事委員会、または公平委員会に委託して公平委員会の実務を処理させていると述べています。スリムな運営を考えると、本広域連合も委託してはとありますが、その点についてのご見解を示していただきたいと思えます。

続いて、承第6号の職員定数条例についてであります。

職員定数の承認を求めようとしておられますが、今後も現状のような派遣職員で構成をしていくのか、それとも直接採用を考えているのか。現状と同様による派遣の場合、市町村の職員体制に影響が出てくることも考えられます。

また、広域連合の経営形態として支払い事務や電算処理業務についてどのような考えを持たれているのでしょうか。その上で、来年度4月以降の人件費をどのように考えておられるのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

続いて、承第9号の職員懲戒の手續及び効果に関する条例についてであります。

手續上、任命権者は処分を行うときに関係者の意見を聞くとなっています。これは、公平委員会を想定しているのでしょうか。こうした規定も現状の派遣職員か直接採用職員に

よるものかによって、考え方が違ってくるのではないのでしょうか。他の条例を挙げれば職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第14条の3では、当該職員の給与の適用を受ける地方公共団体の例によるとなっています。こうした内容もこれからの職員体制のありようを明確にしながら決めていくべきではないのでしょうか。この点についてはいかがお考えでしょうか。

続いて、承第21号にかかわってであります。

長期契約を締結することができる契約に関する条例についてであります。これについては承認案の第24号、19年度予算にもかかわってくるものであります。電算システム等の費用が約1億5,000万となっていますが、委託契約がどのようになっているのか、議案の中で契約の子細が全く明らかにされておりません。こうした中で、どのような議論と承認を求められているのでしょうか。検討することがなかなか難しいというのがほんとうの気持ちであります。

後に個人情報にかかわる提案もされるようになっていますが、契約段階における個人情報問題やデータ等の所有権問題等も重要な課題です。昨今、住基ネット情報の大量漏えい問題が多発していることは、ニュース等でもご承知しておられると考えます。ゆえに契約内容を踏まえて議論すべきと考えますが、その点についての見解をお聞かせください。

以上、数点にわたりまして承認案についての質問であります。ご見解を示していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（橋本和信君）** 事務局長。

**事務局長（西谷義嗣君）** ただいま、吉井猛議員のほうから4点のご質問があったと理解いたしております。それにつきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、承第5号の公平委員会設置条例についてのご質問でございますが、公平委員会の設置については地方公務員法第7条第3項において、地方公共団体の組合は条例で公平委員会を置くものとする規定され、また、同条第4項において、公平委員会を置く地方公共団体は、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理することができる旨規定されております。

議員ご質問の趣旨は、市町村等からの派遣職員で構成されている事務局体制では、事務の合理化や経費節減の観点から委託による事務処理が望ましいのではとのことと思われませんが、当広域連合においても公平委員会を独自に設置する案と、人事委員会に事務委託をすることの両案を検討いたしました。県内にある人事委員会は奈良県人事委員会のみであるため、検討の過程において同人事委員会に事務委託についての相談を行いました。同人事委員会からは現状として委託を受けることは困難であるとの話がございました。委託という方式をとった場合、案件の有無にかかわらず定額の委託料がかかる可能性もあり、当広域連合の職員の人数、状況等から考えて、独自設置をしたとしても事務的負担、財政的負担がさほど大きなものとは見込まれないと判断し、独自設置を行うこととさせていただいたものでございます。

次に、第2点目でございますが、今後も派遣職員で構成をしていくのか、それとも直接

採用を考えているのか。また、来年度4月以降の人件費をどのように考えているのかというご質問でございますが、ご承知のように、後期高齢者医療制度については運用開始時期が平成20年4月と定められており、当事務局においてその準備を急いでいるところであり、現在、市町村等から広域連合に職員を派遣していただいておりますが、限られた準備期間の中で運用の仕組みをつくり上げるに当たっては、市町村において実際に保険や税務関係等の事務を経験しそれらに精通している職員でないと、準備業務に対応することは現実的に不可能であります。また、運用開始後もさまざまな問い合わせ等が予想され、それらに的確、迅速に対応していくことが必要であることから、現在の派遣職員にはおおむね3年程度、広域連合事務局において勤務していただければと考えております。

ただ、市町村の人的負担を考慮すると、適切な時期にプロパー職員の採用を行っていくことも検討する必要があると考えております。平成20年度の予算については、来年2月ごろの広域連合議会においてご審議いただくこととなり、その中に人件費の関係も含まれることとなりますが、平成20年度の職員体制については市町村等とよく相談しながら、なるべく早期に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目でございますが、懲戒処分に関する条例について、任命権者は処分を行うときに関係者の意見を聞くとなっているが、関係者として公平委員会を想定しているのかとのお尋ねでございますが、当該条例における関係者としては主として職員の派遣元を考えております。そのほか、処分の公平を期すため処分の原因となる事実関係等を正確に把握するために事情を聞くことが適当と思われるもの等を想定してありまして、公平委員会については特に想定しているわけではございません。

また、他の条例では、当該職員の給与の適用を受ける地方公共団体の例によることとなっているものであるが、矛盾を生じていないかとのことについてでございますが、広域連合の服務に関する義務違反があった場合、同程度の義務違反に対しては同程度の処分内容であることが公平性の観点から要請されると考えておりますので、派遣元の例によるというような規定の仕方にはしておりません。他の条例に比べ、処分ということになりますと特に公平性が求められると考えますので、このような条例の内容にさせていただいた次第でございます。

いずれにしましても、処分に公平を期すために設けた規定であり、特に何かを意図しているものではございません。また、処分が必要となったときには広域連合としては派遣元と十分に協議を行ってまいります。

次に、4点目でございますが、電算処理システム等の委託契約はどのようになっているかのご質問ですが、広域連合電算システムにつきましては、国から提供される後期高齢者医療電算処理システムにより広域連合と市町村をネットワークで結び、住民基本台帳情報や所得課税情報、保険料情報等のデータをオンラインで授受し、被保険者証の発行や保険料の算定、収納、医療給付等の業務を行うものでございます。広域連合ではシステム稼働に当たり広域連合及び市町村に電算機器を設置、設定するとともに、データ移行、ネットワーク構築等の業務を委託するものでございます。委託電算会社は富士通株式会社で、



電算システム機器及び構築に関する経費として総額3億7,821万円でございます。このうち、電算システム構築等委託料で1億1,140万5,000円、電算機器等賃借料については2億6,680万5,000円を5年間のリースとし、専決処分させていただいた長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき契約締結しております。

これらの経費につきましては、本来なら本予算で計上し、議会においてご審議いただくべきものですが、先ほど申しましたように、広範囲かつ膨大な業務を国が示すシステム導入のモデルスケジュールで構築するには、早期に委託電算会社を決定する必要があったため、暫定予算で専決処分させていただいたところでございます。

次に、これらのシステムでは種々の個人情報を取り扱うこととなりますので、本議会に提案しております個人情報保護条例や既に規定している情報セキュリティ方針等に基づき、個人情報の保護に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（橋本和信君）** 2番、吉井君。

**2番（吉井猛君）** 今、ご説明をいただきました。その中で絞って、改めての再質問を若干行いたいと思います。

とりわけて職員定数にかかわって、また、来年度以降を含めて現状では派遣については3年程度で考えているということで、その後また検討したいということでもありますけれども、できるだけこの連合の運営にかかわりましては、運営そのものもスリム化することによって、保険料そのものを今後検討していくときでも、軽い運営の経費的な内容を持つほど負担が小さくなるのではないかというふうな認識をしております。

そういう意味で、今、事務局長のほうから説明がありました、例えばシステムにかかわっての予算であります。期間が期間ですから、先行でということについては理解できます。そういう中で、予算執行の今回の承認を得ようということなんですけれども、それを踏まえてですけれども、例えば広域連合で電算システム、今、若干大体、システム料だけでリース等々を含めて1億5,000万円弱のお金で5年間のリース云々というのがありました。実際の電算処理システムをしていくときに、資格確認、保険料等の決定、徴収のありようとか給付の関係とか、さまざまそれによってシステムの中で処理していくということになると思いますが、実は私の認識ですけれども、例えば国保連合会でも同じような形のシステムで仕事をせにゃならんというふうになると思うんですね。だから、国保連合会でも同じ仕事をするときと同じ機具が要るということになると思うんです。となりますと、そこで要るお金と国保連合会で要るお金が同じものを買って同じだけ要るということで、関係ないからやったらええやないかと言ったらそれは簡単な話になりますけれども、連携がとれへんのかなと。

1台で済むもので連携して仕事できれば支出も抑えられるということで、単純に何か思ってしまうんですけれども、でも今は予算執行してしまったから仕方ないと言えばそれまでなんですけれども。となりますと、今後できるだけ私たちの運営を軽い形でやっていくためには、仕事の内容の委託、さっきの電算の業務委託も含めてですけど、その辺の連携を国

保連合会と協議してやっていこうとするのかどうか。やっていけば、こっちの職員の人数もそんなに増やさんで済むとかいうことにもなっていくと思うんですね。そしたら、運営のシステムも軽く走れるという形になると思いますので、保険料とかを決定するときにこちらの運営のいろんな費用がかさんでくると、また悩みの種になってくると思いますので、そういう意味では、国保連合会とかとの連携の中でできるだけお互いの費用といいますか、こちらの費用を抑えるようなことを考えていくようなことはできないものなのかなと。そういう中で、職員の定数そのものも少なくできればものすごくええなというふうに簡単に思うんですけども、その点についての見解だけちょっと一言お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**議長（橋本和信君）** 事務局長。

**事務局長（西谷義嗣君）** ただいまの吉井議員の質問でございますが、ご質問は機器購入等について、国保連合会と連携しながら経費負担の軽減を検討すべきではないかとのことでございますが、国保連合会とは現在も必要事項について協議を行い、連携を図りながら準備業務を進めているところでございます。後期高齢者医療電算システムに関しては、広域連合の機器と国保連合会の機器とはそれぞれ用途が異なるため重複する部分はないと考えておりますが、ただ、広域連合が行います業務の中で国保連合会に委託すべき部分につきましては十分協議をしながら進めるとともに、経費の節減を図っていくことは必要かと考えております。

なお、今後も国保連合会と必要な協議を行い、広域連合において無駄な支出が発生しないよう努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

**議長（橋本和信君）** ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は承第1号より承第25号までの25議案を一括して行います。

本案はいずれも原案を承認することに決ましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、承第1号より承第25号までの25議案は、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定

める条例の制定についてより、議第8号までの8議案を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（藤原昭君）** ただいま一括上程になりました案件につきまして、その内容を説明申し上げます。

本8件は、広域連合議会の定例会の回数を定める条例をはじめとする条例制定の議案であり、いずれも本広域連合議会や今後の広域連合の事務の基本的な事項を定めるものでございます。

それでは、議第1号、広域連合議会の定例会の回数を定める条例の制定についてでございますが、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、広域連合議会の定例会の回数を年2回と定めるものであります。なお、平成19年の定例会につきまして、年1回とさせていただきます。

次に、議第2号、広域連合行政手続条例の制定についてでございますが、行政手続法第46条の規定に基づき、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図ること等を目的に、条例等に基づく処分、届け出等に関する手続に関し共通の事項を定めるものでございます。

次に、議第3号、広域連合情報公開条例の制定についてでございますが、広域連合が保有する行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政文書の開示等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第4号、広域連合個人情報保護条例の制定についてでございますが、広域連合における適正かつ円滑な行政運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的に、保有する個人情報の開示等の請求をする権利を明らかにするとともに、個人情報の取り扱いに関する事項を定めるものでございます。

次に、議第5号、広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございますが、情報公開条例及び個人情報保護条例における不開示決定等に対する不服申し立てについての諮問に応じ、調査審議することとされている情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び調査審議の手続等について定めるものでございます。

次に、議第6号、広域連合監査委員条例の制定についてでございますが、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員が行う監査等の実施に関する事項、結果報告及び公表の方法等について定めるものでございます。

次に、議第7号、職員団体の登録に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第8号、広域連合実費弁償条例の制定についてでございますが、地方自治法第207条の規定に基づき、選挙管理委員会、議会及び監査委員の求めに応じ出頭した者並びに公平委員会の喚問のため出頭した者に対する実費弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものでございます。

以上、一括上程になりました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（橋本和信君）** これより質疑を行います。

質疑は一括して行います。

通告がございますので、発言を許します。

2番、吉井君。

**2番（吉井猛君）** それでは、質疑を行います。議案第1号にかかわってであります。

今回の臨時議会における案件を見ましても、議論する案件が多数出されています。議案をいただいてからの日数にしても、私の力量不足もありますけれども、すべての内容を把握するのにもっと時間をいただきたいというふうにしたのが率直な気持ちであります。そうした中、今年度は1回の定例会、来年度からは2回の定例会となっておりますが、少ないと感じるのですがいかがでしょうか。

また、憲法に定める社会保障制度の一環として実施されている国民健康保険では、一部負担金の引き上げとか出産及び死亡に関する給付の内容、傷病手当金の実施等の給付内容の改善とか保険料徴収方法等については、市町村の条例で定められているということにされる中で、これらのことについては専門的な知識を必要とする面や実施上の技術的な問題もあり、きめ細かい運用をするためには、いきなり市町村議会に諮るよりも関係者による専門的な意見交換や調査が行われたほうがよいとの考えのもとで、国民健康保険運営協議会が設置されてきた経緯があります。これらと同様に、後期高齢者医療広域連合の運営においても被保険者の声を反映する機会が必要と考えます。法的義務はありませんが、類した組織、例えば懇談会等の設置が必要だと考えるのですが、その点についてのご見解をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

**議長（橋本和信君）** 事務局長。

**事務局長（西谷義嗣君）** ただいまの吉井議員のご質問について、ご説明をさせていただきます。

定例会が年2回では少ないのではないかとご質問についてでございますが、本広域連合議会は後期高齢者医療に関することに審議案件が限られている、いわば専門的な議会であり、市町村議会におけるような多種多様な案件を扱う議会ではないこと、また、全国の広域連合においても同様に2回の定例会を予定されているという状況も勘案し、2回とさせていただいたところです。また、必要に応じて、もし緊急的な審議が必要な場合が生じたときは、臨時会を開会して対応することも可能であると考えているところです。なお、平成19年度については11月に保険料条例を、2月には当初予算を審議する議会の開催を予定しております。

次に、被保険者の声を反映するため、国保の運営協議会類似の組織、懇談会等が必要ではないかとご質問についてでございますが、広域連合では民主的な運営を確保するため、地方自治法上の必要な機関として本議会が設置されており、既に述べたとおり11月には保険料条例を審議する議会の開催を予定しているところであり、広域的、または専門

的見地から幅広い議論がなされるものと考えております。議員がおっしゃっておられますとおり、後期高齢者医療制度の運営に被保険者等の声を反映することは重要なことであると考えておりますが、そのための手段としては懇談会方式以外の方法も考えられるところであり、本広域連合として被保険者、住民の声を幅広く反映していくためにはどんな方法が一番よいのか十分検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

**議長（橋本和信君）** 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は議第1号より議第8号までの8議案を一括して行います。

本案をいずれも原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第1号より議第8号までの8議案はいずれも原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議第9号、平成19年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（藤原昭君）** ただいま上程になりました議第9号、平成19年度広域連合一般会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の152ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億5,880万円でございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額は3,000万円でございます。

153ページの第1表をごらんください。

初めに、歳入についてご説明をいたします。

1款、分担金及び負担金は構成市町村の負担金3億3,424万2,000円で、規約に基づく負担割合でご負担いただくものでございます。

2款、国庫支出金は、老人医療費適正化推進費補助金で1,100万円でございます。

3款、県支出金は、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金で1,200万円でございます。

4款、繰越金は、前年度繰越金153万6,000円。5款、諸収入は預金利子1,000円及び雑入2万1,000円で、歳入合計3億5,880万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

154ページをごらんください。

1款、議会費は議員の報酬等、議会の運営に関する経費で200万8,000円でございます。

2款、総務費、1項、総務管理費は派遣職員給与等負担金、電算システム構築等委託料、電算機器賃借料等、平成20年4月からの後期高齢者医療制度施行に向けた準備経費3億5,342万3,000円でございます。

2項、選挙費は選挙管理委員報酬等に係る経費7万6,000円。3項、監査委員費は監査委員報酬等に係る経費26万円でございます。

3款、公債費は3万3,000円。4款、予備費は300万円で、歳出合計3億5,880万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（橋本和信君）** これより質疑を行います。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議第10号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域計画の作成についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（藤原昭君）** ただいま上程になりました議第10号、広域連合の広域計画の作成について、その内容をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、広域計画作成に当たり議会の議決を求めるものでございます。この広域計画につきましては、規約第5

条において定めております広域連合及び関係市町村が処理する後期高齢者医療制度に関する事務に関する事及び広域計画の期間、変更に関する事について定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（橋本和信君）** これより質疑を行います。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、同第3号より同第5号までの奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについての3議案を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（藤原昭君）** ただいま一括上程になりました案件について、ご説明を申し上げます。

提案いたしております同第3号より同第5号は、広域連合公平委員会の委員の選任について議会のご同意を仰がんとするものでございます。

同第3号の小西義雄氏は宇陀市公平委員として、同第4号の竹村佳也氏は田原本町公平委員として、同第5号の下村敏博氏は香芝市公平委員として、現在それぞれご活躍中であり、豊富な識見を有し人格もまた高潔であり、公平委員として適任者であると存じます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（橋本和信君）** お諮りいたします。

本3議案につきましては、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、そのようにいたしましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

これより採決いたします。

採決は同第3号より同第5号までの3議案を一括して行います。

本案はいずれも原案に同意することに決しましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(橋本和信君)** ご異議なしと認めます。

よって、同第3号より同第5号までの3議案は、いずれも原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第14、同第6号、奈良県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長(藤原昭君)** ただいま上程になりました案件は、広域連合監査委員のうち識見を有する者から選任いたします委員について、議会のご同意を仰がんとするものでございます。

選任いたす岡田紀郎氏は、これまで香芝市助役、収入役等の要職を歴任し、長年にわたり地方公共団体の運営に携わり、財務管理、行政運営に関してすぐれた識見を有し、人格もまた高潔であり、監査委員として適任者であると存じます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長(橋本和信君)** お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、そのように決ましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(橋本和信君)** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

これより採決いたします。

本案は原案に同意することに決しましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(橋本和信君)** ご異議なしと認めます。

よって、同第6号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第15、同第7号、奈良県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番、稲田君の退席をお願いします。

(5番 稲田欣彦君 退場)

**議長(橋本和信君)** 提案者の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長(藤原昭君)** ただいま上程になりました案件は、広域連合監査委員のうち広域連合議員から選任申し上げます委員につきまして、議会のご同意を仰がんとするものでご



ざいます。

選任申し上げます議員は、稲田欣彦議員でございます。稲田氏は、これまで生駒市議会議長、副議長、監査委員等の要職を歴任されるなど、人格高潔で豊富な議員経験をお持ちの方でございます。監査委員として適任者であると存じます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（橋本和信君）** お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、そのようにいたしましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

これより採決いたします。

本案は原案に同意することに決しましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、同第7号は原案に同意することに決定いたしました。

（5番 稲田欣彦君 入場）

**議長（橋本和信君）** 次に、日程第16、奈良県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について、これより選挙管理委員4人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（橋本和信君）** ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、お手元の資料の和田進次氏、駒井正彦氏、友村與三郎氏、磯矢浄昭氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました4名の方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(橋本和信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員4人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(橋本和信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(橋本和信君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に、お手元の資料の大橋周次氏、宮内博幸氏、土佐元成氏、小西武夫氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました4名の方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(橋本和信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充員の補充の順序は、お手元の資料のと通りの順序にいたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(橋本和信君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本臨時会はこれで閉じることになります。

広域連合長よりごあいさつがございます。

連合長。

広域連合長(藤原昭君) 臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、本日の議会にご提案申し上げました案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決並びにご承認を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

また、本日の議会におきまして選挙が執行され、議長には橋本議員様が、副議長には中川議員様がそれぞれご就任をされました。ご就任をされました正副議長様に対しまして、心からお祝いを申し上げます。今後は、広域連合議会の円滑なる運営につきましてよろしくお願いを申し上げます。

本日、ご議決を賜りました予算、条例に基づきまして、後期高齢者医療の事務を円滑に進めるとともに、各関係市町村と連携をしながらスムーズな制度施行に向けて取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げ、簡単ではございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（橋本和信君）** 以上で、平成19年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

前 田 禎 郎

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

橋 本 和 信

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

吉 井 猛

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

細 川 佳 秀